

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北アルプス広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険事務は、システム設計及び事務の一部を外部業者に委託しているため、業者における情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。
------	--------------------------------------------------------------------------------------

評価実施機関名

北アルプス広域連合長

公表日

令和7年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	北アルプス広域連合が、介護保険法及び北アルプス広域連合介護保険条例等に基づき実施する介護保険事業に関する事務であって、主務省令で定める事務 (主な事務の内容) ①申請及び届出に関する事務 ②被保険者の資格に関する事務 ③要介護認定に関する事務 ④保険料の賦課徴収に関する事務 ⑤保険給付に関する事務 ⑥介護給付費等対象サービスの指定に関する事務 ⑦地域支援事業に関する事務 ⑧介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、受給者台帳ファイル、賦課・徴収台帳ファイル、収納情報ファイル、給付実績ファイル、宛名情報ファイル、口座情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131,132の項 (情報提供の根拠)番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北アルプス広域連合 介護福祉課 長野県大町市大町1058番地33 北アルプス市町村会館内 0261-22-7196
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北アルプス広域連合 介護福祉課 長野県大町市大町1058番地33 北アルプス市町村会館内 0261-22-7196
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---------------------------------------------------

判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことで、適切な対象者の特定に努めている。
-------	-----------------------------------------------------------------------------

9. 監査			
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月15日	様式変更	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
平成31年4月15日	5.評価実施期間における担当部署	①福祉課②福祉課長 上野 法之	①福祉課②福祉課長 西山 孝	事後	
平成31年4月15日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	北アルプス広域連合 介護福祉課 長野県大町市大町1058番地33 大北福祉会館内0261-22-7196	北アルプス広域連合 介護福祉課 長野県大町市大町1058番地33 北アルプス市町村館内0261-22-7196	事後	
令和2年4月13日	5.評価実施期間における担当部署	①福祉課②福祉課長 西山 孝	①福祉課②福祉課長 麻田 俊一	事後	
令和7年12月9日	I-1-② 事務の概要	北アルプス広域連合が、介護保険法及び北アルプス広域連合介護保険条例等に基づき実施する介護保険事業に関する事務であって、主務省令で定める事務 (主な事務の概要) ①申請及び届出に関する事務 ②被保険者の資格に関する事務 ③要介護認定に関する事務 ④保険料の賦課徴収に関する事務 ⑤保険給付に関する事務 ⑥介護給付費等対象サービスの指定に関する事務	北アルプス広域連合が、介護保険法及び北アルプス広域連合介護保険条例等に基づき実施する介護保険事業に関する事務であって、主務省令で定める事務 (主な事務の内容) ①申請及び届出に関する事務 ②被保険者の資格に関する事務 ③要介護認定に関する事務 ④保険料の賦課徴収に関する事務 ⑤保険給付に関する事務 ⑥介護給付費等対象サービスの指定に関する事務 ⑦地域支援事業に関する事務 ⑧介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務	事後	
令和7年12月9日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和7年12月9日	I-4-② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 93,94の項	(情報照会の根拠)番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131,132の項 (情報提供の根拠)番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項	事後	
令和7年12月9日	I-5-② 所属長の役職名	介護福祉課長 麻田 俊一	介護福祉課長	事後	
令和7年12月9日	II-2-①、II-2-② いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年12月9日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	